

令和2年6月30日

話題事項

令和2年6月26日
資料提供済

新型コロナウイルス感染症に係る 支援策一覧を更新しました

和歌山県は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者に対し、新型コロナウイルス感染症に係る支援策を広く周知するため、県および国の主な支援策をまとめた資料を作成しています。

この度、支援策をまとめた資料について、別紙のとおり新規追加・拡充も含めた上でニーズ別（①支援金・給付金・生活保護、②補助金・助成金、③融資、④その他）に整理し更新しましたのでお知らせいたします。当該資料については和歌山県HPでダウンロードすることができ、併せて県内各振興局や市町村などにも配布する予定です。

また、本発表に併せて、和歌山県HP「わかやま企業応援ナビ」においても支援策をニーズ別に整理したページを新たに作っておりますので、そちらも併せてご覧ください。



▲「わかやま企業応援ナビ」
<https://www.wakayama-sangyo.com/>

**わかやま企業応援ナビにもニーズ別に
整理したページを新たに作成！
事業者のニーズに対応！**

担当

和歌山県支援本部
(商工観光労働総務課)
庄司、山本

電話 073-441-3301

新型コロナウイルス感染症に係る支援策

<県および国の主な支援策>

支援金・給付金・生活保護

- ・ 事業継続支援金 . . . 1
- ・ 持続化給付金 . . . 2
- ・ 家賃支援金 (県制度) . . . 3
- ・ 家賃支援給付金 (国制度)
(個人向け) . . . 4
- ・ 特別定額給付金 . . . 5
- ・ 住居確保給付金 . . . 5
- ・ ひとり親世帯臨時特別給付金 . . . 6
- ・ 生活保護 . . . 7

補助金・助成金

- ・ 県内事業者事業継続推進 . . . 8
- ・ 和歌山県観光客あんしん受入環境整備
. . . 9
- ・ 教育訓練の推進 . . 10
- ・ 雇用調整助成金 . . 10
- ・ 生産性革命推進事業
(農林漁業者向け) . . 11
- ・ 経営継続補助金 . . 12
- ・ 高収益作物次期作支援交付金 . . 12

新型コロナウイルス感染症に係る支援策

<県および国の主な支援策>

融 資

- ・ 県の中小企業融資制度 . . . 1 3
- ・ 観光関連事業者緊急融資 . . . 1 4
- ・ 政府系金融機関の主な融資制度 . . . 1 5
- ・ 資本性劣後ローン . . . 1 7
(農林漁業者向け)
- ・ 新型コロナウイルス感染症
緊急対策資金 . . . 1 8
- ・ 漁業振興資金 . . . 1 8
- ・ 日本政策金融公庫による
融資制度 . . . 1 9
(個人向け)
- ・ 生活福祉資金の特例貸付 . . . 2 0

その他

- ・ 雇用調整助成金申請サポート . . . 2 1
- ・ 持続化給付金申請サポート . . . 2 1
- ・ eコマースの活用 . . . 2 2
- ・ 税金の支払い猶予・軽減措置 . . . 2 2

新型コロナウイルス感染症に係る支援策（支援金・給付金・生活保護）

事業継続支援金（県制度）

支援本部相談窓口（073-441-3301）
<予算額> 4,124,038千円

新型コロナウイルスの影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少した県内に主たる事業所を有する事業者の事業継続に向け、支援金を支給

- ・ 対象者：**ひと月^(*)の売上が前年同月比で50%以上減少した県内に主たる事業所を有する事業者**（原則、国の持続化給付金(P2)の給付を受けた事業者が対象）

(*)令和2年1月~12月のいずれか

※ホテル等の観光関連事業者で県外本社の場合は、県内に事業所を有する者であれば対象

※令和2年1月~5月の創業者にも対象を拡大（国制度対象拡大後、速やかに実施）

- ・ 対象月：令和2年1月~12月（国の持続化給付金(P2)と同様）
- ・ 支給額：**従業員規模に応じ、原則、20万円から100万円**

常時使用する従業員の数	支援金基準額
5人以下	20万円
6人以上100人以下	30万円
101人以上300人以下	50万円
301人以上	100万円

※国の持続化給付金の上限額に満たない事業者は、上記表から按分措置あり

- ・ 受付等：令和3年2月28日まで

持続化給付金（国制度）

- ・対象者：ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少した中堅・中小企業や個人事業者等
※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人などについても幅広く対象
今後フリーランスや創業者にも拡大予定
- ・支給額：「中小企業等」最大200万円、「個人事業者」最大100万円
- ・対象月：令和2年1月～12月
- ・申請期間：令和3年1月15日まで
- ・申請方法：Web上での申請

【相談ダイヤル】

持続化給付金事業コールセンター

0120-115-570、03-6831-0613（平日・休日 8:30～19:00 ※7月からの休日対応は土曜日を除く休日のみ受付）

- ・申請サポート会場：持続化給付金については、Web上での申請を行うことが困難な方のために、「申請サポート会場」を開設

【会場一覧（6月23日現在）】

- ・和歌山会場（和歌山市 西汀丁36 和歌山商工会議所3F）
- ・海南会場（海南市 日方1294-18 海南商工会議所2F）
- ・橋本会場（橋本市 市脇1-3-18 橋本商工会館 橋本商工会議所7F）
- ・紀州有田会場（有田市 箕島33-1 紀州有田商工会議所6F）
- ・御坊会場（御坊市 藪350-28 御坊商工会議所3F）
- ・田辺会場（田辺市 新屋敷町1 田辺商工会議所3F）
- ・新宮会場（新宮市 井の沢3-8 新宮商工会議所2F）

【事前予約の方法】

申請サポート会場については**事前予約制**

申請サポート会場 受付専用ダイヤル

（自動ガイダンス※24時間対応）0120-835-130

（オペレーター対応※平日・休日 9:00～18:00）0570-077-866

家賃支援金（県制度）

支援本部相談窓口（073-441-3301）
<予算額> 2,854,670千円

売上の急減に直面する県内の事業者の事業継続を支えるため、家賃が負担となる事業者に支援金を支給

- ・ 対象者：令和2年5～12月において次のいずれかに該当する事業者
 - ・ いずれか1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少
 - ・ 連続する3か月の売上高が前年同期比で30%以上減少
(原則、国の家賃支援給付金(P4)の給付を受けた事業者が対象)
※ホテル等の観光関連事業者で県外本社の場合は、県内に事業所を有する者であれば対象
- ・ 給付額：家賃（月額）の1/6相当額を6か月分支給
(※県支給額：国給付額の1/4相当額)
- ・ 上限額：法人12.5万円、個人6.25万円
(月額) ※複数店舗を所有するなど家賃の総支払額が高い場合、上限額を法人25万円、個人12.5万円に引き上げ
但し、引き上げ部分の給付率は家賃額の1/12相当

※国による家賃支援給付金事業開始後、速やかに実施

家賃支援給付金 (国制度)

売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、家賃等の負担軽減を目的に、テナント事業者に対して給付金を支給

対象者：中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等で5～12月において次のいずれかに該当する者

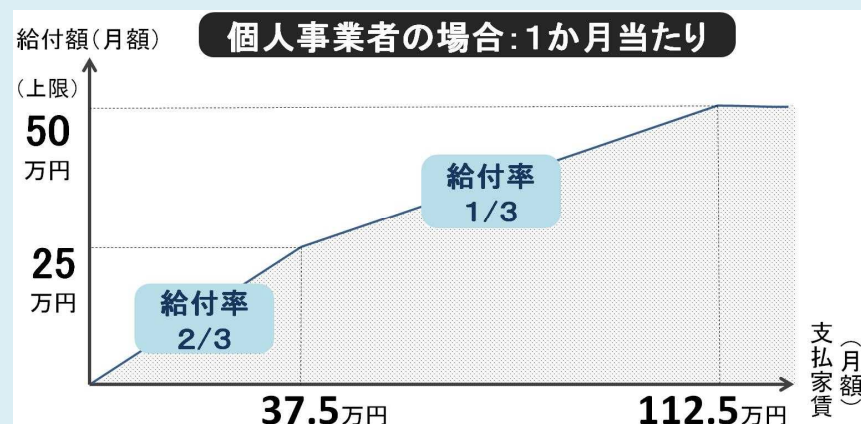
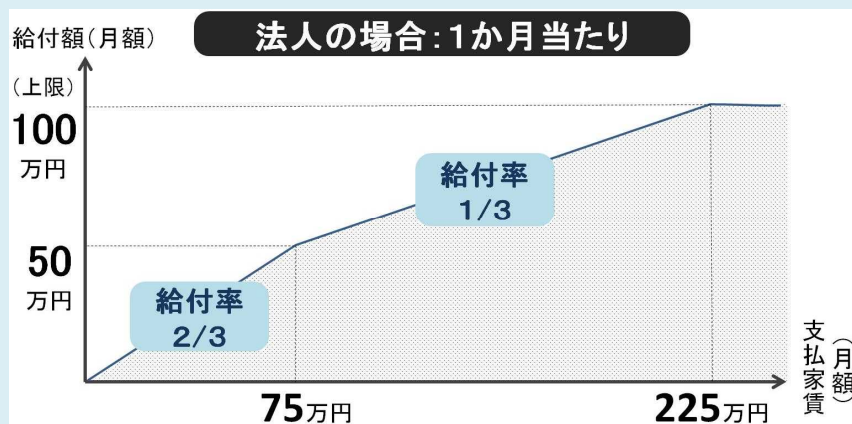
- ・ いずれか1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少
- ・ 連続する3か月の売上高が前年同期比で30%以上減少

給付額：直近の支払家賃(月額)に係る**給付額の6倍(6か月分)**

給付率：**2/3**

給付上限額(月額)：**法人50万円、個人25万円**

※複数店舗を所有するなど家賃の総支払額が高い場合、
上限額を法人100万円、個人50万円に引き上げ
但し、引き上げ部分の給付率は家賃額の1/3相当



※国による事業開始については、開始時期未定

特別定額給付金 (国制度)

- ・ 給付対象者：基準日（令和2年4月27日）において住民基本台帳に記録されている者
- ・ 給付額：給付対象者 **1人につき10万円**
- ・ 受給権者：住民基本台帳に記録されている者の属する世帯の世帯主
- ・ 申請方法：市町村から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、
口座確認書類と本人確認書類を添付して市町村に郵送
※申請書は各市町村より郵送済み
(マイナンバーカード所有者は、マイナポータルからのWeb申請が可能)
- ・ 申請窓口：お住まいの市町村役場

住居確保給付金 (国制度)

<担当課>
福祉保健総務課 (073-441-2472)

- ・ 給付対象者：離職・廃業後2年以内の方または、休職等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方
- ・ 支給上限額：和歌山市 (単身) **34,000円/月**、(2人世帯) **41,000円/月**等
和歌山市以外 (単身) **32,000円/月**、(2人世帯) **38,000円/月**等
- ・ 支給期間：**原則3か月** (最長9か月)
- ・ 申請窓口：市にお住まいの場合は各市福祉事務所 (海南市の場合は市社会福祉協議会)
町村にお住まいの場合は県各振興局健康福祉部
- ・ 受付等：郵送受付も可能ですが、まずは窓口にご相談ください

ひとり親世帯臨時特別給付金 (国制度)

子育て負担の増加や収入の減少を支援するため、低所得のひとり親世帯等に支給

1. 基本給付

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方への給付※¹

● 給付金の対象となる方

以下、①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方
- ② 公的年金等※²を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方※³
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

- ※¹ 児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象となります
※² 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など
※³ 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額又は一部停止されたと推測される方も対象となります

● 給付額

1世帯5万円、
第2子以降1人につき3万円加算

2. 追加給付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付

● 給付金の対象となる方

左記、基本給付金対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

● 給付額

1世帯5万円

お問い合わせ先

- 厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」
コールセンター **0120-400-903**
(受付時間 平日9:00～18:00)
- 受付窓口：お住まいの市町村

生活保護 (国制度)

<担当課>
福祉保健総務課 (073-441-2472)

最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、資産、能力等を活用することを前提に、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行う制度です。(国民最後のセーフティネット)

- ・ 給付額等：世帯の人数や年齢等により必要な生活費 (最低生活費)

が定められており、**最低生活費以下の収入である場合に、その不足分を保護費として給付**します。

※必要な医療や介護についても給付対象となります。

- ・ 申請窓口：市にお住まいの場合は各市福祉事務所
町村にお住まいの場合は県各振興局健康福祉部

○ 給付される保護費

最低生活費

就労・年金・手当等収入

保護費

新型コロナウイルス感染症に係る支援策(補助金・助成金)

県内事業者事業継続推進(県制度)

支援本部相談窓口(073-441-3301)
<予算額>1,500,000千円

新型コロナウイルスの影響により、事業縮小等を余儀なくされた事業者等に対し、このような状況を打破すべく実施する新たな取組に係る経費を補助

- ・対象者：ひと月(*)の売上が前年同月比20%以上減少した県内に事業拠点を有する中小事業者等

(*)令和2年2月~5月のいずれか

※令和2年2月~5月の創業者にも対象を拡大

- ・補助限度額：最大100万円
- ・補助率：補助対象経費の2/3
- ・補助事業期間：令和2年4月1日~12月31日
- ・事業規模：30万円以上の事業
- ・受付等：令和2年8月31日まで

<補助対象となる事業例> ※新たに取り組む事業が対象

A 事業継続のために実施する事業

具体例 館内表示やメニュー等の多言語化、ネット販売システムの構築、キャッシュレス対応 等

B 危機的状況を乗り越えるために実施する事業

具体例 売上向上のためのデリバリーやテイクアウトの導入、新商品開発 等

C 安全・安心を確保するために実施する事業

具体例 施設等の消毒に要する備品の購入・設置、抗菌対策に要した備品(空気清浄器、パーテーション、仕切り板等)の購入・設置 等

和歌山県観光客あんしん受入環境整備（県制度）

<担当課> 観光振興課（073-441-2424）
<予算額> 500,000千円

観光客が安心して訪問できる魅力ある観光地を形成するため、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内観光関連事業者が実施する、接触感染や飛沫感染のリスク軽減に対して大規模な投資を伴う施設の整備等に係る経費の一部を補助

- ・ 対象者：ひと月※の売上高が前年同月比20%以上減少した観光関連事業者のうち、県内で宿泊施設、温泉保養施設、交通施設（観光バス、タクシーなど）、休憩食事施設、観光土産品販売施設等を運営する事業者（中小企業等、大企業を含む）
※令和2年2月～8月のいずれかの月
- ・ 補助上限額：最大1,000万円
- ・ 補助率：中小企業等 4分の3以内 大企業 3分の2以内
- ・ 補助事業期間：令和2年5月1日～令和3年2月28日
- ・ 事業規模：300万円以上の事業
- ・ 受付期間：令和2年7月1日から10月30日まで

<補助対象事業例>

① 施設・設備改修のための事業

感染リスクを抑えるための施設や設備の改修に要する経費

エレベーターボタン非接触化、トイレの自動洗浄化、自動水栓化、換気機能改善のための改修工事 等

② 設備機器を導入するための事業

感染リスクを抑えるための機器の導入に要する経費

自動運搬装置、高効率換気設備、赤外線サーモグラフィー 等

③ システムを導入するための事業

サービス提供の各場面において、感染リスクを抑えるためのシステム導入に要する経費

自動チェックイン・アウトシステム、自動精算機、キーレスシステム 等

